

○高知市技能功労者表彰規則

昭和49年10月1日

規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、永く同一の職業に従事し、優れた技能をもつて本市の産業の発展及び市民生活の向上に尽力し、その功績があると認められる技能職者（以下「技能者」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 本市の市民であつて、かつ、功労顕著な技能者（自営業主で技能者を兼ねる者を含む。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものを表彰の対象とする。

- (1) 25年以上同一の職業に従事した者
- (2) 優れた技能を有し、当該技能を通じて本市の産業の発展及び市民生活の向上に尽力し、その功績があると認められる者
- (3) 後進技能者の指導育成及び技能継承に努め、他の技能者の模範となる功績があると認められる者
- (4) 引き続きその職業に従事する者又は同一職業の指導的立場にある者

(欠格条項等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は次条第1項の推薦書に記載された推薦内容に虚偽の記載がある場合は、表彰の対象としない。

- (1) 刑に処せられた者（刑の言渡しが失効した者を除く。）
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (5) 推薦内容その他提出書類に虚偽の記載がある者
- (6) その他市長において表彰することが適当でないとする者

(対象者の推薦)

第4条 第2条の表彰に値すると認める者（以下この条において「対象者」という。）があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める団体又は技能者は、別に定める期日までに所定の推薦書を市長に提出するものとする。

- (1) 対象者が業種別団体に加入しているとき 当該業種別団体
- (2) 対象者が業種別団体に加入していないとき、又は業種別団体が組織されていないとき 同一又は関連する業種の技能者

2 前項第2号の規定による推薦を行う技能者は、対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様にある者を含む。）又は3親等内の親族であつてはならない。

(被表彰者の選考)

第5条 表彰すべき者（以下「被表彰者」という。）の選考については、あらかじめ高知市技能功労者表彰審査会（以下「審査会」という。）に諮って決定するものとする。

（審査会の組織）

第6条 審査会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は担当副市長をもつて充て、副会長は担当副市長以外の副市長及び商工振興部長の職にある者をもつて充てる。

3 委員は、総務部長、財務部長、健康福祉部長、農林水産部長及び都市建設部長の職にある者をもつて充てる。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、会務を総理し、審査会の会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、商工振興部産業政策課において処理する。

（表彰）

第10条 表彰は、審査会の答申に基づき、市長が行う。

2 被表彰者には、表彰状を授与する。

（被表彰者が死亡した場合の措置）

第11条 この規則による被表彰者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状は、その遺族に与える。

（表彰期日）

第12条 表彰は、毎年勤労感謝の日の前日に行う。ただし、市長は、当該表彰期日が日曜日に当たるなど特別な事情があるときは、当該表彰期日を変更することができる。

（雑則）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。